

令和 8 年度 事業計画

はじめに

運賃改定については、本年 3 月に「京浜」、「相模・鎌倉」の両運賃ブロックにおいて実施されたところである。加えて小田原運賃ブロックにおいては、同じく本年 3 月に運賃変更要請申請が提出されたことから、関係各委員会は早期の実施に向けて協力していく。

また、ライドシェア問題については、高市政権の発足や、国土交通省による交通空白解消に向けた「地域の足」及び「観光の足」確保対策、「日本版ライドシェア、公共ライドシェア」のバージョンアップ等により現時点では落ち着いた状況となっている。しかしながら我々業界としては、引き続きタクシー等の公共交通機関により移動の足を確保し続けることに全力で注力することが肝要である。

さらに、自動運転の動向にも注視するとともに、タクシー事業者が自動運転タクシーの運行を主体的立場において実施するシステムを構築する必要がある。

こうした状況の下、タクシー事業者は、タクシーの稼働台数の拡大を前提にタクシーの補完である日本版ライドシェアを可能な限り稼働させるとともに、地方公共団体と連携し、公共ライドシェアにも積極的に取り組むことでタクシーの供給力確保に努める必要がある。

また、各委員会においては、ライドシェア問題、労働力確保問題、都市型ハイヤー等による違法問題等の諸問題について連携しながら対応していくことが重要である。

本年も、タクシー業界を取り巻く諸情勢に対応した適正な協会運営に努め、業界が健全に発展できるよう、将来を見据えた各種の施策を総合的に推進することが必要であることから、令和 8 年度においても、全会員一丸となって次の重点施策を推進するとともに、各委員会が策定した以下の事業計画を着実に推進するものとする。

(重点施策)

1. タクシーの公共交通機関としての使命の認識は当然ながら、利用者、行政機関、関係団体との協議会等から把握した利用者・地域ニーズに対応すべく、良質な各種輸送サービスの提供について検討を行い、新たな需要創出に努める。
2. タクシードライバーの確保に努めるとともに、タクシー乗り場等の利用状況を踏まえ、引き続き勤務シフトの見直し、休憩時間の分散化や、タクシー乗り場モニタリングシステムの導入等により供給力確保に努めていく。
3. 自動運転の実証実験等について積極的に関与するとともに、今後の自動運転タクシーの運行主体となるべく、関係行政機関及び自動運転プラットフォーマーとの連携に努める。
4. タクシー事業の労働生産性の向上を図るための人材の育成・確保に引き続き取り組むとともに、一定の収入がある高齢者の厚生年金を減らす「在職老齢年金制度」が本年 4 月から見直されることにより、高齢者の労働意欲が向上し、供給輸送力の確保に繋がることから、継続的な情報発信に努める。
5. 交通事故の削減を目指し交通安全に係る事故防止策について一層の充実を図るとともに、重大事故に直結する健康起因事故及びタクシー事故類型で多い出会い頭衝突事故の撲滅や、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転、過労運転等法令違反の防止についてコンプライアンス（法令順守）の徹底を図る。

I. 総務委員会

1. 協会活動が円滑に進むよう、適切な予算案の作成や収支管理を行うと共に、80周年記念事業積立金や緊急対策積立金等の内部留保を確保し、協会財務の健全化を図る。
2. 供給輸送力の確保、乗務員不足、白タク及び都市型ハイヤーによる違法行為等、協会の重点課題に対し迅速に対応できるよう、各委員会との連絡を密にし、必要に応じ委員長会議を開催する。また、各委員会活動実現に支障のないよう、過去の執行状況も踏まえた上での適切な予算配分をする。
3. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシー・ハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる被表彰者が多く輩出されるよう努める。
4. 定時総会・賀詞交歓会について、円滑に進行するための準備、運営を行うと共に、会員への積極的な参加を呼びかけ、参加率向上を図る。
5. 輸送の安全確保のため、整備管理者研修会の開催等を通じ、更なる整備管理業務の充実を図る。
6. 政府・行政機関・関係団体等からの通達・通知について、正確な情報の把握と、会員への速やかな伝達に努める。
7. 「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成26年3月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等に係る事件・事故の防止に努める。
8. 平成30年8月に神奈川県知事から指定を受けた「災害対策基本法に規定する指定地方公共機関」としての責務を果たすため、令和2年2月に締結した協定書に基づき、県との連携を密にするとともに、会員への情報提供及び連絡体制等の確立を図る。
9. 自然災害や鉄道・航空機等の事故により、道路運送法第20条第1号「緊急を要するとき」に基づく営業区域外旅客運送が可能になった際、発生する輸送需要に対する確な対応を行えるよう、全会員に情報を周知するための連絡体制を各支部ごとに構築する。

II. 経営委員会

(基本方針)

ライドシェア問題については、昨年の高市政権の発足や、国土交通省による交通空白解消本部をはじめとする様々な取り組み等により、現時点では落ち着いた感があるものの、引き続きタクシーを中心とした供給輸送力の確保について、会員事業者は積極的な取り組みを推進する必要がある。

また、新たな問題である白タク及び都市型ハイヤーによる違法行為については、神奈川運輸支局、神奈川県警察本部との連携を強化し、その根絶に努める。

自動運転については、今後の自動運転技術の進捗を踏まえ、タクシー事業者の関わり方

等について、プラットフォームとの意見交換等を実施することが重要である。

以上の諸問題等を踏まえ、本年度における具体的取り組みについて、下記に挙げた諸問題への対策、需要喚起策、利用者利便向上策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

記

1. 諸問題への対応

- (1) 社会的問題として指摘されている「タクシーの供給不足」については、今年度も引き続き業界一丸となってタクシードライバーの積極的な確保を最優先に進めて行くことで、タクシー車両の稼働率向上を図る。加えて、タクシーの補完となる日本版ライドシェア（道路運送法第78条第3号）や、公共ライドシェア（道路運送法第78条第2号）についても引き続き積極的に取り組んでいく。さらにタクシー乗り場への車両の入構促進を図るためのモニタリングシステムの導入、タクシー乗務員の勤務シフトの見直し及び休憩時間の分散化など、「供給輸送力確保対策特別委員会」と密に連携を図りながら実施可能な取り組みから順次実施していく。
- (2) 神奈川県内の観光地である鎌倉、箱根、横浜港などにおいて散見されている白タクや、都市型ハイヤーによる違法行為については、引き続き運輸支局、県警と強力で連携しつつ、実態把握を進めるとともに、早急に違法行為の根絶に努める。
- (3) 自動運転については、供給力確保対策としての側面はあるものの、進捗状況によっては、タクシー業界の関わり方が重要な局面となる。近い将来に自動運転タクシーが運行することを踏まえ、今後の自動運転におけるタクシー業界の関わり方について、関係行政機関及びプラットフォーム等と意見交換を積極的に実施する。

2. 需要喚起策

- (1) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」について、神奈川県内すべての交通圏が準特定地域であることから、その運用に当たっては、活性化に向けた取り組みを会員事業者が積極的に推進していくためにも、特に需要喚起に繋がる「事前確定型変動運賃制度」の導入に向けて、ソフトメーターの動向を注視していく。
- (2) 少子高齢化時代に対応し社会に貢献するためにも、子育て支援タクシー、妊婦支援タクシー、福祉タクシー等の拡充及び高齢運転者の免許返納について需要拡大を検討する。
さらに、タクシーの地域公共交通としての機能については、関係自治体、社会福祉協議会及びNPO等の自家用有償運送者並びに利用者団体等と適切に連携していく。

3. 利用者利便向上策

- (1) ユニバーサルデザインタクシーの導入状況については、バリアフリー法の基本方針で定められた「2025年度末までに各都道府県内のタクシー車両総数の約25%」の導入目標を1年前倒しの令和7年3月末時点（約29%）で達成しているが、更なる利用者利便のためにも導入率を向上させる必要があるため、引き続き国、県に対して導入に係る補助金の要望を継続していく。

- (2) 2027年に横浜市で開催される「GREEN×EXPO 2027」や、訪日外国人旅行者、国内旅行者に向けて、利用者利便の向上を図るため「かながわ観光タクシードライバー認定講習」の認定ドライバーの拡充を図る。

4. 乗務員質的向上策

乗務員全般の質的向上のため、神奈川タクシーセンターの新規講習時に実施している「ユニバーサルドライバー研修」について、引き続き協力していくとともに、当協会が主催する同研修についてもフォローアップ研修と位置付けて引き続き実施していく。

5. その他対策

- (1) 運賃改定については、昨年度末に京浜、相模・鎌倉の両運賃ブロックにおいて実施されたことから、実施後のフォローアップ調査についても適切に行政に協力するとともに、小田原運賃ブロックからも変更要請申請が提出されたことから早期実施に向けて協力していく。

また、ハイヤー運賃の改定についても「非会員都市型ハイヤー事業者」の動向を注視しつつ、検討を進める。

- (2) カーボンニュートラルへの取り組みについては、国、県等の施策と連携し推進するとともに、当協会が掲げた2013年度末におけるCO2排出量を2030年度末までに半減することを目標に計画的に取り組みを推進する。加えて燃料（LPG等）価格の動向及びオートガススタンド廃止等の動向を踏まえ、EVタクシーをはじめとする次世代タクシー車両の導入について検討を進める。

Ⅲ. 広報委員会

1. 協会ホームページの運用について、会員事業者をはじめ、閲覧者に対して最新情報が提供できるよう、随時のアップデートに努める。またSNSを活用した協会の取り組み等を広く情報発信し、タクシー業界のイメージアップを図るとともに、求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」により人材確保のための広報活動を展開する。
2. 国が主催する高齢者及び障がい者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく、小学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」に積極的に参画・協力するとともに、ユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの認知度の向上を図る。
3. 今年度も参画を予定している「タクシーの日」及び「かながわMIRAIストリート2026」のイベントについては、公共交通機関としての役割等について、適切に発信して行く。
4. 「社会貢献事業」について、今年度においても「社会貢献事業負担金」を徴収し、団体等への寄付を通じて、社会貢献に資するための広報活動を展開する。

IV. 労務委員会

1. 基本方針

令和 8 年度労務対策指針に基づき事業を推進する。

2. 運転者確保の取組

運転者不足が深刻化しており、運転者の労働条件、労働環境を改善することで必要な運転者を確保、育成していくことが喫緊の課題となっていることから、職場環境改善に向けた「働きやすい職場認証制度」の認証取得を推進するとともに、本認証取得が特定技能外国人ドライバーの採用や、行政機関による人材確保支援事業においても必須であることについて周知に努める。

また、県内ハローワークと連携した人材確保セミナーについては、引き続き実施するとともに、会員事業者がより多くの運転者を確保できるように当協会として有効な求人活動支援に努める。

3. 乗務員等の健康確保対策

自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある脳・心疾患、睡眠障害等の予防に資する情報を収集し、会員事業者に対し情報提供するとともに、運転者の健康管理及び健康起因事故防止を支援するために厚生労働省が所管する神奈川産業保健総合支援センターによる健康相談、保健指導等、会員事業者が利用しやすい方法を提供し、さらなる活用を促進する。

4. 労務関係情報の収集等を踏まえた会員事業者への周知

労働関係法令等に的確に対処するため、労働行政機関との合同勉強会を開催する。

また、行政機関発行の労働関係法令の改正に係るパンフレット及びリーフレット等、関係資料を収集したものを速やかに会員事業者へ提供する。

5. 健全な労使関係の維持、発展

全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的に開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持、発展を目指す。

6. 研修会の開催

経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。

V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等の健全化を目指し、以下の事項に取り組む。

1. 昨年 9 月に策定された「関東地域事業用自動車安全施策 2025」における特徴的な事故（出合い頭衝突事故）が引き続き重点課題となったことから危険な交差点等の情報収集や事故削減に向けた取り組み等について会員事業者に周知し事故防止の徹底を図る。

2. 超高齢化社会における事故防止の徹底に努めるとともに、路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定（平成 26 年 12 月、神奈川県警察と締結）に基づき、引き続き神奈川県警察と連携を図り、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のためのハイビームの励行による事故防止の徹底を図る。

3. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し交通事故防止対策に活用するよう会員各社に適時適切に情報提供等を行うとともに、適性診断、適齢診断、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ、ICT（情報通信技術）を活用した高度な運行管理、指導教育の徹底を図り、実効ある交通事故防止を推進する。
4. 重大事故に直結する過労運転、睡眠不足による運転及び健康に起因する事故防止に努めるとともに、飲酒運転・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転の防止について、コンプライアンス（法令順守）の徹底を図る。
5. タクシー乗り場を含めた客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為の防止、乗り場での喫煙を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。
6. 「事業用自動車事故防止コンクール」、「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール（セーフティ・チャレンジ・かながわ）」等の主催、共催、協賛等を行う。また、交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容を充実することにより交通指導員の更なる資質向上を図る。加えて、関東運輸局主催の「関東地域事業用自動車安全対策会議」に参画し交通安全の意識の高揚を図る。
7. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の実施にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。
8. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。
9. 出合い頭衝突事故防止のため交差点における「多段階停止」を推進し会員事業者に周知するとともに、県警から協力依頼のあった道路交通法第38条「横断歩道における歩行者優先義務」に係る「KEEP38プロジェクト」を推奨する。